

様式第 5 号（第 8 条関係）

環 境 保 全 協 力 金 契 約 書

贈与者（以下「甲」という。）と受贈者岩手県（以下「乙」という。）とは、県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成 14 年岩手県条例第 74 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づく環境保全協力金について、次のとおり契約を締結する。

第 1 甲は、乙に対し、乙が 年 月 日付け資循第 号により
基準に適合すると認めた県外産業廃棄物の搬入に伴い、環境保全協力金を納入するものとする。

第 2 契約期間は、 年 月 日（搬入開始日）から環境保全協力金の納入が終了する
までとする。

第 3 環境保全協力金の額は、搬入量 1 トン当たり 円とし、搬入実績に乗じて得た額とする。
2 環境保全協力金の確定金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満で
あるときは、その端数金額又はその全額は切り捨てるものとする。

第 4 甲は、県外産業廃棄物の搬入の実績について条例第 4 条の規定により報告するものとする。
なお、乙は、必要に応じ、当該報告の内容を示す帳簿の写し等の添付を求めることができる。

第 5 甲は、搬入終了後、第 4 の搬入の実績に基づき、乙が送付する納入通知書により環境保全
協力金を納入するものとする。

第 6 この契約について疑義が生じたとき、若しくはこの契約により難い事情が生じたとき、又
はこの契約書に定めのない事項については、必要に応じて、甲、乙協議の上定める。
この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれの 1 通を保有
するものとする。

年 月 日

贈与者 住所

氏名 ⑩

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

受贈者 岩手県

岩手県知事 ⑩